

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
事業者名 名古屋市交通局
代表者名 局長 増田 実

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
工事：伏見駅、御器所駅、 本山駅	(エレベーター) 交差駅における整備	計画通りに実施
工事：新瑞橋駅、瑞穂運動 場西駅	(エレベーター) アジア競技大会及びアジアパラ競技大会を見据えた整備	計画通りに実施
工事：本郷駅	(エレベーター) 既存のバリアフリールートの改善	計画通りに実施
調査：大須観音駅、池下 駅、黒川駅、ナゴヤドーム 前矢田駅、六番町駅	(エレベーター) バリアフリールートの充実	計画通りに実施
工事：伏見駅、大須観音 駅、上前津駅、鶴舞駅、荒 畑駅、御器所駅、川名駅、 いりなか駅、八事駅、塩釜 口駅、植田駅、原駅	(可動式ホーム柵) 鶴舞線の可動式ホーム柵の製造及び設置	計画通りに実施
工事：名城公園駅、栄駅、 六番町駅、東海通駅、港区 役所駅、茶屋ヶ坂駅、自 由ヶ丘駅、本山駅、名古屋 大学駅、八事日赤駅、八事 駅、総合リハビリセンター 駅、瑞穂運動場東駅	(ホームと車両の段差・隙間の改善) 名城線・名港線：2 番から 1 7 番乗降口の改修を実施	計画通りに実施
設計：太閤通駅、名古屋 駅、国際センター駅、丸の 内駅、久屋大通駅、高岳 駅、車道駅、今池駅、吹上 駅、御器所駅、桜山駅、瑞 穂区役所駅、瑞穂運動場西 駅、新瑞橋駅、桜本町駅、 鶴里駅、野並駅、鳴子北 駅、相生山駅、神沢駅、徳 重駅	(ホームと車両の段差・隙間の改善) 桜通線：全 2 1 駅の隙間改善の設計を実施 太閤通駅から野並駅の 1 7 駅の段差改善の設計を実施 ※鳴子北駅、相生山駅、神沢駅、徳重駅の 4 駅は 建設時に段差対策済み	計画通りに実施

工事：名城公園駅、中村公園駅、東山線名古屋駅、東山線本山駅、瑞穂運動場東駅、堀田駅、鶴舞線御器所駅、平針駅、桜通線名古屋駅、吹上駅、瑞穂区役所駅、瑞穂運動場西駅、桜通線新瑞橋駅、野並駅 設計：本陣駅、亀島駅、新栄町駅、平安通駅、日比野駅、茶屋ヶ坂駅、庄内緑地公園駅、桜通線今池駅、港区役所駅	(駅構内トイレ) 全ての便器の洋式化等の改修を実施	計画通りに実施
工事：名城公園駅、名城線栄駅、中村日赤駅、東別院駅、築地口駅 設計：中村日赤駅、東別院駅、築地口駅、新栄町駅、熱田神宮伝馬町駅、港区役所駅、名古屋港駅	(視覚障害者誘導用ブロック) J I S規格品の点状ブロックの改修を実施	・中村日赤駅、東別院駅、築地口駅の工事はR8年度実施へと計画変更 ・その他の駅は、計画通りに実施
工事：中村日赤駅、東別院駅、築地口駅 設計：中村日赤駅、東別院駅、築地口駅、熱田神宮伝馬町駅	(音響案内設備) ホームの音響案内設備を整備	・中村日赤駅、東別院駅、築地口駅の工事はR8年度実施へと計画変更 ・その他の駅は、計画通りに実施

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアル作成・教育訓練・体制確保	「障害のあるお客さまへの配慮ハンドブック」(交通局作成の職員向けハンドブック)等のマニュアルを用いた職場内研修での教育訓練を行うとともに、体制確保に必要な人員を配置。 車両における案内表示装置、案内放送装置の操作方法について係員の教育訓練を継続的に実施。	計画通りに実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士の資格を有した職員の配置	地下鉄全駅で、「サービス介助士」の資格を有する職員を常時1名以上配置。	計画通りに実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
異常時に備えた情報発信の強化	災害発生等の異常時に、聴覚に障害のあるお客さま等へ、市バス・地下鉄に関する正確な情報を速やかに提供できるよう、ウェブサイト及びSNS等で情報提供を実施。 平常時に、災害が発生した場合の安全行動をお客さまへ啓発するほか、災害発生時の対応についてウェブサイトに掲載。	計画通りに実施

わかりやすい案内サインの整備	ピクトグラムや駅番号を活用し、文字や記号を大きく表示するなど、誰もがわかりやすい案内サインの整備。	計画通りに実施
----------------	---	---------

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者差別解消法に係る職場内研修の実施	全職員を対象に、交通局作成の「障害のあるお客さまへの配慮ハンドブック」を活用し、障害者差別解消法の内容、障害種別の特性と合理的配慮の具体例等について、職場内で研修を実施。	計画通りに実施
バリアフリー研修（身体、知的等）の実施	身体障害者の方を講師に招き、障害の内容説明、市バス・地下鉄利用時の感想、車いす等の疑似体験を内容とした研修を実施。 また、知的・精神・発達・高次脳機能障害者が利用する施設職員の方を講師に招き、障害の内容説明や基本的な応対を内容とした研修を実施。	計画通りに実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動及び啓発活動	優先席やマナーに関するポスター掲出、ピクトグラムを利用したステッカーやヘルプマークステッカーを優先席付近へ掲出等により啓発。 また、案内放送を通じた利用者への周知や、適正な配慮についての基本的な考え方を職員へ周知。	計画通りに実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ホームからの転落防止のため、視覚に障害のあるお客さまへの声かけについて、駅旅客案内表示装置や案内放送を用いて協力の呼びかけを行う。
・お客さまからいただいた意見やバリアフリーに関する庁内会議の情報等について、局内で共有する。
・移動等円滑化取組みについて、局内の幹部職員を構成員とした会議等で進捗管理を行う。

(3) 報告書の公表方法

名古屋市交通局ウェブサイトで公表

(4) その他

--

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
業 者 名古屋交通局
代 表 者 局長 増田 実

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

鉄道事業者名	共用駅	鉄 道 駅 名	路 線 名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有 人 駅 無 人 駅 別	公 共 交 通 円 滑 化 令 有 無	段 差 対 応	プ ラ ッ ト 数	段 差 が 解 消 さ れ て い る プ ラ ッ ト 数	エ タ レ の 一 画 数	エ ス カ レ 一 画 数	そ の 他 の 降 上 基 礎 施 設	傾 斜 路 面 数	視 界 障 害 物 の 有 無	案 内 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 型 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 型 改 札 機 の 有 無	障 害 者 対 応 型 券 売 機 の 有 無	車 輪 滑 動 防 止 の 有 無	転 落 防 止 の 有 無
名古屋交通局		高畑 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	20,339 人			○	1	1	2 (2) 基	6 基	基	5 (3) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		八田 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	15,930 人			○	1	1	2 (2) 基	6 基	基	2 (1) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		岩塚 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	15,949 人			○	1	1	2 (2) 基	6 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		中村公園 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	26,165 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		中村日赤 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	9,871 人			○	2	2	4 (4) 基	2 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		本陣 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	18,697 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		亀島 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 中川区	14,855 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		名古屋 駅	1号、6号 線	愛知県 名古屋市 中川区	386,677 人			○	2	2	7 (7) 基	16 基	基	6 (3) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		伏見 駅	1号、3号 線	愛知県 名古屋市 中区	107,013 人			○	4	4	8 (8) 基	16 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	4	○
名古屋交通局		栄 駅	1号、2号 線	愛知県 名古屋市 中区	223,782 人			○	3	3	6 (6) 基	14 基	基	4 (3) 箇所		○	○	○	○	3	○
名古屋交通局		新栄町 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 東区	33,216 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		千種 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 東区	49,797 人		○	○	2	2	3 (3) 基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		今池 駅	1号、6号 線	愛知県 名古屋市 千種区	49,173 人			○	2	2	5 (5) 基	8 基	基	3 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		池下 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 千種区	25,699 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		覚王山 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 千種区	18,508 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		本山 駅	1号、4号 線	愛知県 名古屋市 千種区	29,624 人				3	4	4 (4) 基	14 基	基	10 箇所	○	○	○	○	○	3	○
名古屋交通局		東山公園 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 千種区	16,240 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	3 (3) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		星ヶ丘 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 千種区	46,699 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		一社 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 名東区	26,580 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		上社 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 名東区	20,202 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	1 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		本郷 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 名東区	22,005 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	1 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		藤が丘 駅	1号 線	愛知県 名古屋市 名東区	60,135 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	3 (3) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		大曾根 駅	2号、4号 線	愛知県 名古屋市 北区	35,899 人			○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		平安通 駅	2号、上飯田 線	愛知県 名古屋市 北区	12,594 人			○	3	3	3 (3) 基	9 基	基	4 箇所		○	○	○	○	3	○
名古屋交通局		志賀本通 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 北区	15,084 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		黒川 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 北区	27,717 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		名城公園 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 北区	16,704 人			○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		名古屋城 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 中区	44,653 人			○	1	1	2 (2) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		久屋大通 駅	2号、6号 線	愛知県 名古屋市 中区	56,672 人			○	3	3	7 (7) 基	7 基	基	3 (3) 箇所		○	○	○	○	3	○
名古屋交通局		矢場町 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 中区	62,338 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	4 (4) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		上煎津 駅	2号、3号 線	愛知県 名古屋市 中区	53,199 人			○	4	4	5 (5) 基	4 基	基	6 (5) 箇所		○	○	○	○	4	○
名古屋交通局		東別院 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 中区	17,610 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		金山 駅	2号、4号 線	愛知県 名古屋市 中区	158,704 人			○	2	2	3 (3) 基	13 基	基	1 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		日比野 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 熱田区	17,107 人			○	1	1	2 (2) 基	5 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		六番町 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 熱田区	13,921 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	3 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		東海通 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 港区	14,003 人			○	2	2	3 (3) 基	3 基	基	2 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		港区役所 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 港区	10,201 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		築地口 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 港区	7,864 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		名古屋港 駅	2号 線	愛知県 名古屋市 港区	12,507 人			○	1	1	2 (2) 基	3 基	基	5 (3) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		ナコヤドーム前矢田 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 東区	23,616 人			○	1	1	1 (1) 基	4 基	基	4 (2) 箇所		○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		砂田橋 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 東区	13,789 人			○	2	2	5 (5) 基	6 基	基	3 (2) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		茶屋ヶ坂 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 千種区	14,238 人			○	2	2	3 (3) 基	6 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		自由ヶ丘 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 千種区	12,289 人			○	2	2	3 (3) 基	8 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		名古屋大学 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 千種区	20,312 人			○	1	1	2 (2) 基	7 基	基	1 箇所	○	○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		八事日赤 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 昭和区	11,898 人		○	○	2	2	4 (4) 基	7 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		八事 駅	3号、4号 線	愛知県 名古屋市 昭和区	32,594 人			○	3	3	7 (7) 基	13 基	基	3 (2) 箇所		○	○	○	○	3	○
名古屋交通局		総合リハビリセンター 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 瑞穂区	6,027 人		○	○	1	1	4 (4) 基	1 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		瑞穂運動場東 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 瑞穂区	8,992 人		○	○	1	1	3 (3) 基	5 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○
名古屋交通局		新瑞橋 駅	4号、6号 線	愛知県 名古屋市 瑞穂区	25,933 人				2	3	3 (3) 基	10 基	基	3 (1) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		妙音通 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 瑞穂区	3,803 人			○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	3 (3) 箇所		○	○	○	○	2	○
名古屋交通局		堀田 駅	4号 線	愛知県 名古屋市 瑞穂区	13,107 人			○	1	1	2 (2) 基	1 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	1	○

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
事業者名 名古屋市交通局
代表者名 局長 増田 実

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
—	—	—

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
マニュアル作成・ 教育訓練・体制確保	「障害のあるお客さまへの配慮ハンドブック」（交通局作成の職員向けハンドブック）等のマニュアルを用いた職場内研修での教育訓練及び体制確保に必要な人員配置。 車両における案内表示装置、案内放送装置の操作方法について係員の教育訓練を継続的に実施。	計画通りに実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
—	—	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
異常時に備えた情報発信の強化	災害発生等の異常時に、聴覚に障害のあるお客さま等へ、市バス・地下鉄に関する正確な情報を速やかに提供できるよう、ウェブサイト及びSNS等で情報提供を実施。 平常時に、災害が発生した場合の安全行動をお客さまへ啓発するほか、災害発生時の対応についてウェブサイトに掲載。	計画通りに実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者差別解消法に係る職場内研修の実施	全職員を対象に、交通局作成の「障害のあるお客さまへの配慮ハンドブック」を活用し、障害者差別解消法の内容、障害種別の特性と合理的配慮の具体例等について、職場内で研修を実施。	計画通りに実施
バリアフリー研修 (身体、知的等)の実施	身体障害者の方を講師に招き、障害の内容説明、市バス・地下鉄利用時の感想、車いす等の疑似体験を内容とした研修を実施。 また、知的・精神・発達・高次脳機能障害者が利用する施設職員の方を講師に招き、障害の内容説明や基本的な応対を内容とした研修を実施。	計画通りに実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動及び啓発活動	優先席やマナーに関するポスター掲出、ピクトグラムを利用したステッカーやヘルプマークステッカーを優先席付近へ掲出等により啓発。 また、案内放送を通じた利用者への周知や、適正な配慮についての基本的な考え方を職員へ周知。	計画通りに実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・お客さまからいただいた意見やバリアフリーに関する庁内会議の情報等について、局内で共有する。
・移動等円滑化取組みについて、局内の幹部職員を構成員とした会議等で進捗管理を行う。

(3) 報告書の公表方法

名古屋市交通局ウェブサイトで公表。

(4) その他

--

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道（その他）	135編成 (782両)	113編成 (663両)	113編成	0編成	0編成	135編成	135編成
（合 計）	135編成 (782両)	113編成 (663両)	113編成	0編成	0編成	135編成	135編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（2）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第3号様式）

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第4項及び第6項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。